

令和3年度（令和3年4月～9月）における随意契約の実績

単位：円

| No. | 担当課   | 契約の名称                  | 契約日       | 契約金額      | 契約の相手方の名称   | 契約の相手方の住所                | 地方自治法施行令（根拠） | 契約の相手方の選定理由  | その他            |
|-----|-------|------------------------|-----------|-----------|-------------|--------------------------|--------------|--|----------------|
| 1   | 総務振興課 | ホームページリニューアル業務         | 令和3年5月18日 | 2,607,000 | 株式会社アイアム    | 沖縄県那覇市曙1丁目20番20号         | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い1事業者の応募であったが審査委員会での企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により評価項目の評価基準等を全て満たしていたため、契約の相手方とした。               | 随意契約           |
| 2   | 総務振興課 | 火葬予約システム構築業務           | 令和3年5月25日 | 4,235,000 | NDS株式会社     | 愛知県名古屋市中区千代田2丁目15番18号    | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い2事業者の応募があった。審査委員会において、それぞれの企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション審査により厳正に審査・採点した結果、総合得点が最上位であったため、契約の相手方とした。 | 随意契約           |
| 3   | 総務振興課 | 斎苑・斎場適正管理計画策定業務        | 令和3年6月18日 | 7,887,000 | 株式会社国建      | 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号        | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い1事業者の応募であったが審査委員会での企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により審査項目の評価基準等を全て満たしていたため、契約の相手方とした。               | 随意契約           |
| 4   | 総務振興課 | 施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務 | 令和3年6月24日 | 1,761,100 | リコージャパン株式会社 | 東京都港区芝3丁目8番2号 芝公園ファーストビル | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い3事業者の応募があった。審査委員会において、それぞれの企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により厳正に審査・採点した結                            | 随意契約<br>長期継続契約 |

|   |       |                   |          |           |             |                       |              |  |                  |
|---|-------|-------------------|----------|-----------|-------------|-----------------------|--------------|--|------------------|
|   |       |                   |          |           |             |                       |              | 果、総合得点が最上位であったため、契約の相手方とした。  |                  |
| 5 | 総務振興課 | 事務の共同処理に関する調査検討業務 | 令和3年7月1日 | 3,498,000 | 株式会社国建      | 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号     | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い2事業者の応募があった。審査委員会において、それぞれの企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により厳正に審査・採点した結果、総合得点が最上位であったため、契約の相手方とした。   | 随意契約             |
| 6 | 総務振興課 | 令和3年度広域研修事業実施業務   | 令和3年8月5日 | 2,000,000 | 株式会社カルティベート | 沖縄県那覇市天久1丁目21番10号     | 167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行い1事業者の応募であったが審査委員会での企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により審査項目の評価基準等をすべて満たしていたため、契約の相手方とした。  | 随意契約             |
| 7 | 総務振興課 | 火葬予約システム保守運用管理業務  | 令和3年9月3日 | 6,270,000 | NDS株式会社     | 愛知県名古屋市中区千代田2丁目15番18号 | 167条の2第1項第2号 | 当該業務は、令和3年5月に実施した火葬予約システム構築業務により構築したシステムの保守運用管理を行う委託業務である。<br>そのため、当該システムの保守運用管理にあたっては、構築者と同一の者に履行させなければ円滑な運用に著しい影響が生じるほか、障害発生時や緊急時における迅速な対応が求められることから、火葬予約システムの構築内容を熟知し、安定的な保守運用管理体制により業務を遂行できる事業者を契約の相手方とした。 | 特命随意契約<br>長期継続契約 |

|    |        |                        |               |           |                 |                             |                  |   |            |
|----|--------|------------------------|---------------|-----------|-----------------|-----------------------------|------------------|---|------------|
| 8  | いなんせ斎苑 | 火葬台車耐火物取替え修繕           | 令和3年<br>4月14日 | 2,425,500 | 有限会社佐敷工業        | 沖縄県那覇市松尾1<br>丁目17番7号        | 167条の2<br>第1項第2号 | 火葬の際に使用する台車の耐火物の経年劣化が進行していることから耐火物の取替え修繕を行った。<br>火葬炉メーカーの指定業者である事業者を契約の相手方とした。  | 特命随意<br>契約 |
| 9  | いなんせ斎苑 | 令和3年度いなんせ斎苑電動シャッター取替工事 | 令和3年<br>5月19日 | 2,695,000 | 株式会社鈴木シャッター沖縄支店 | 沖縄県浦添市港川2<br>丁目1番1号琉球日産ビル3F | 167条の2<br>第1項第2号 | 正面玄関に設置されている既存の電動シャッターの経年劣化が進行し、このまま使用を続けると安全面での懸念があることから構成部品の一部を取替える工事を行った。<br>沖縄県内で唯一のメーカー代理店である事業者を契約の相手方とした。  | 特命随意<br>契約 |
| 10 | いなんせ斎苑 | 高圧気中開閉器取替修繕            | 令和3年<br>6月14日 | 965,800   | 株式会社沖縄ダイケン      | 沖縄県那覇市おもろ<br>まち1丁目1番12号     | 167条の2<br>第1項第2号 | 施設への電源引き込み柱に設置されている高圧気中開閉器の経年劣化が進行し、このまま使用を続けると安全面での懸念があることから取替修繕を行った。<br>取替修繕工事は停電を伴うため夜間にしか実施することができず、かつ翌日からの業務も平常通り行う必要があり確実性が求められる為、自家用電気工作物保安管理業務を受託し施設の電気設備の内容を熟知している事業者を契約の相手方とした。 | 特命随意<br>契約 |
| 11 | 南斎場    | 南斎場火葬炉設備保守点検委託業務       | 令和3年<br>5月31日 | 693,000   | 株式会社宮本工業所       | 富山県富山市奥田新<br>町12番3号         | 167条の2第1<br>項第2号 | 本業務は、火葬炉各種機器における点検業務であり、同事業者の設計仕様に基づき建設された特殊設備である。<br>点検作業、部品の交換時期の判断及び   | 特命随意<br>契約 |

|    |     |                   |               |           |           |                 |                  |   |                          |
|----|-----|-------------------|---------------|-----------|-----------|-----------------|------------------|---|--------------------------|
|    |     |                   |               |           |           |                 |                  | 不具合が生じた場合の迅速なる対応ができる同事業者を契約の相手方とした。   |                          |
| 12 | 南斎場 | 南斎場火葬炉補修工事        | 令和3年<br>5月31日 | 4,400,000 | 株式会社宮本工業所 | 富山県富山市奥田新町12番3号 | 167条の2第1<br>項第2号 | 本業務は、前年度に行った、火葬炉設備保守点検業務に基づき、火葬炉設備の補修工事を行うものであり、同事業者により建設された特殊設備である。純正部品を納品でき、迅速に対応できる同事業者を契約の相手方とした。 | 特命随意<br>契約               |
| 13 | 南斎場 | 南斎場複合機賃貸借<br>契約業務 | 令和3年<br>4月1日  | 982,080   | 株式会社エマオ   | 那覇市仲井真400-1     | 167条の2第1<br>項第2号 | 本業務は、複合機（複写機・FAX）のリース契約である。<br>令和元年度に機種の入替に応じて長期契約が望ましい業務であるが、単年度契約を行っていた業務を長期継続契約に変更したものである。         | 特命随意<br>契約<br>長期継続<br>契約 |